

「東京歴史まちづくりファンド」への寄附に伴う税の優遇措置について

●税の優遇措置について

「東京歴史まちづくりファンド」を運営している「公益財団法人 東京都 防災・建築まちづくりセンター」が公益財団法人として税額控除の認定を受けていることから、個人の方が2千円以上の寄附をした場合、税の優遇措置が受けられます。確定申告の際、「所得控除」（寄附金控除）または、「税額控除」どちらか有利な方を選択して下さい。

2千円を超える寄附を頂いた方には「東京都防災・建築まちづくりセンター」が「寄附金受領証明書」及び「税額控除に係る証明書」を発行しますので、確定申告の際、確定申告書（会社員の方は給与所得者の還付申告書）に添付してください。

※ ・年末調整等では控除できません。

・紛失等による証明書の再発行はいたしません。大切に保管して下さい。

・国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) で便利な「確定申告書作成コーナー」で「申告書」を作成できます。

[参考]

●個人所得税

(1) 所得控除制度

次のいずれか低い金額 - 2千円 = 寄附金控除額

イ その年に支出した特定寄附金の額の合計額

ロ その年の総所得金額等（※）の40%相当額

※ 総所得金額等（例えば会社員である方の場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給されている方の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額）

(2) 税額控除制度

寄附金税額控除額（※1） = [税額控除対象寄附金（※2） - 2千円] × 40%

（※1） 所得税額の25%を限度

（※2） 総所得金額等の40%を限度

● 個人住民税

東京都都税条例により個人住民税の寄附金控除の対象団体として指定を受けております。

所得税の確定申告と同時に手続きができますので、確定申告に利用する「寄附金受領証明書」がそのまま使えます。ご寄附を頂きました翌年の1月1日現在、都内に住所をお持ちの方は、所得税の確定申告書を記入されますと「寄附金額から2,000円を引いた額の4%」が翌年の個人住民税から控除されます。

・住民税基本控除 = (寄附金(※) - 2千円) × 4%

※ 寄附金額は総所得金額等の3割が上限となります。

● 計算例(参考)

[計算モデル]

課税される所得金額が 500 万円（寄附金なし）の場合

税率 20%、控除額 427,500 円（所得税の速算表より）となります。

● 個人所得税の計算例

（寄附を行わない場合）

所得税額：所得金額 500 万円×税率 20%－控除額 427,500 円=572,500 円

（5 万円を寄附した場合）

① 所得税控除を受ける場合

次のいずれか低い金額が寄附金控除額となります。

イ 5 万円－2 千円=4.8 万円

ロ 500 万円×40%－2 千円=199.8 万円

イの方が低い金額なので 4.8 万円が寄附金控除となります。

所得税額：所得金額（500 万円－4.8 万円）×税率 20%－控除額 427,500 円=562,900 円

寄附行わない場合との差額 572,500 円－562,900 円=9,600 円

② 税額控除制度を受ける場合

寄附金税額控除額

（5 万円－2 千円）×40%=19,200 円

所得税額：所得金額 500 万円×税率 20%－控除額（427,500+19,200 円）=553,300 円

寄附を行わない場合との差額 572,500 円－553,300 円=19,200 円

③ 控除額の比較

上記の試算の場合、税額控除を選択したほうが所得税が低くなります。

注）試算は一例であるので、所得控除制度と税額控除制度では、どちらの方が有利になるか個々の状況によって異なります。

● 個人都民税の計算例

① 寄附金から 2,000 円引きます。

5 万円－2 千円=48,000 円

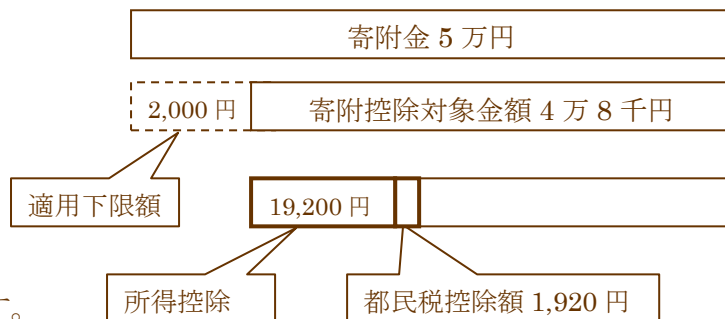
② ①で求めた額に 4% 乗じます。

48,000 円×4%=1,920 円

控除額 1,920 円

ここでは、控除額の合計は

19,200+1,920=21,120 円となります。



● 参考URL

・所得税について 国税庁(公益社団法人等に対する寄附)

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1266.htm>

・都民税について 東京都主税局

http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/kojin_ju/kakuteisinkoku.pdf